

④企業年金等の掛金額変更によるiDeCo掛金自動調整のお知らせ

- 企業年金等の掛金額が増加し、iDeCoと企業年金等の合算の掛金拠出限度額を超過した場合に、加入者へiDeCoの掛金が自動調整（＝減額）される旨を通知します。
- iDeCoや企業年金等での届出など**特段の対応は不要**です。

(イメージ)

123-9999 4
東京都港区六本木9-9-9

基金 三郎 様

|||||

作成日 令和4年11月7日

企業型確定拠出年金の掛金額変更によるiDeCo掛金自動調整のお知らせ

基礎年金番号 1234-567890
氏名 基金 三郎

平素より確定拠出年金制度にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

この度、ご加入者様のiDeCo（個人型確定拠出年金）掛金と企業型DC（企業型確定拠出年金）掛金の合計額を
確認いたしました（※）ところ、法令に定める拠出限度額を超過していることが判明しました。そのため、拠出限度
額の範囲内となるようiDeCo掛金が以下の通り自動調整されることとなります。
ご理解の程、どうぞよろしくお願いいたします。

（※）令和4年10月の法改正により、iDeCo掛金と企業型DC掛金の合算管理が行われることとなりました。

調整後のiDeCo掛金の算定方法

A 法令で定められた拠出限度額（iDeCoと企業型DCの合算）	55,000 円
B 企業型DC掛金額	40,000 円
C iDeCo掛金額（調整前）	20,000 円
D 超過額（B+C-A）	5,000 円
E 調整後のiDeCo掛金額（C-D（千円単位））	15,000 円

ご確認事項

- 今後のiDeCoの掛金額

必要な手続き

なし

掛金が減額される理由

調整後のiDeCo掛金の算定に関する説明